



テミス通信

第 37 号 / 2019年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



十四世喜多六平太記念能楽堂舞台

平成最後のお正月をいかがお過ごしでしたでしょうか。

平成の時代を振り返りますと、阪神大震災、バブル崩壊に始まり、消費税開始、会社法や登記法の全面的改正、成年後見制度の制定といった、世の中を大きく変える法改正に直面しながら、私自身は、子育て、ちょっと遊び、時に看病、そして仕事・仕事・仕事に打ち込んだ、手応えある、ぎゅっと詰まった歳月でした。

次に来る時代も、所員と心をひとつに、笑顔を大切に歩んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

テミス通信第37号をお届けします。

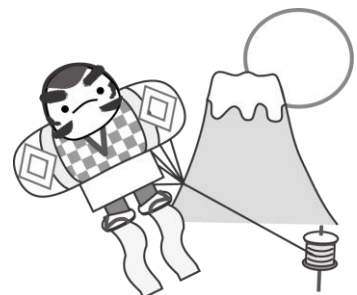
(佐井恵子)

1月13日 自筆証書遺言の様式緩和スタート！

自分で遺言を書いていただくことが、ずっと楽になります。

本文は自筆で、財産目録として通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などが認められるようになりました。役に立つと思われる方、大勢いらっしゃると思います。

どうぞ、ご相談下さい。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

元号が変わるということ

今年の5月1日に新天皇が即位されます。そこで、新元号が始まることは皆様ご存知のことでしょう。4月1日には新元号が発表される予定のようですが、元号の変更は、日常生活の様々な場面に影響を及ぼします。



なぜ、和暦（元号）が利用されるのか??

今では考えにくいのですが、西暦よりも和暦の方がわかりやすいとの認識が国民の間に浸透していた時代がありました。昭和51年に行われた元号に関する世論調査では、「国民の87.5%が元号を主に使用している」との調査結果があります。昭和から平成に変わると、和暦では連続性がわかりにくいという意見もあり、西暦との併用利用が次第に増えてきました。

現在でも行政文書のほとんどは、和暦を使用しています。身近な運転免許証や健康保険証も和暦ですね。役所の窓口書類に西暦欄がなく和暦で記載を求められることはよくあります。実は、和暦の使用について国民にも行政にも使用を強制する法律はありません。しかし、行政内部においてはルールが定められているのが実際です。法務省の例をご紹介します。昭和54年に「元号法」が施行され、これに伴い次のとおり法務省通達で明確に取扱いを決めました。

『登記申請書や添付書類に西暦を利用しても問題ないが、登記簿にはすべて元号を利用すること。(要約)』（昭和54年7月5日民三3884）

これは、私たちが作成する売買契約書や議事録等の私文書に西暦を利用しても何ら問題ないけども、法務局が記録する登記簿等の公文書は和暦で統一しますよ（西暦は利用しません。）ということです。

新元号になると会社設立が増える!?

登記簿に西暦が利用されないことはお分かりいただけたと思いますが、和暦が利用されるということは、西暦にはない和暦独自の特別感があることは事実です。

会社の登記簿には「会社成立の年月日」という欄があります。これは会社の誕生日のようなものです。ずっと記録として残りますので、新元号になってから会社を設立したいと考える人も多いのではと予想しています。

5月1日に会社設立がしたい

まさに新元号となる5月1日を『会社成立の年月日』にできれば、新元号と一緒にスタートする会社となり、なんとも縁起が良さそうですね。しかし、残念ながらこれは叶いそうにありません。『会社成立の年月日』は登記申請をした日ですが、法務局が開いている日でなければ、受理してもらえません。法務局が開いている日=『平日』です。即位日の5月1日は祝日にすると発表されていますので、GWを挟んで迎える直近の平日は、『5月7日』です。そのため、新元号での最短の会社誕生日は5月7日ということになります。ここはやむを得ませんね。

西暦和暦の併存はややこしいので、統一してという意見もあるうと思います。私もグローバル化の流れにおいては和暦の不都合な部分は重々承知していますが、どうしても行政を相手に仕事をしていると、和暦に馴れてしまっていることは事実です。皆様にも一度、西暦と和暦のあり方について考えてみていただければ幸いです。 (山添健志)

暮らしの整理術

部屋を片付けるには、必要な物とそうでない物を仕分けして、不要なものは思い切って捨てるという作業が必要です。特別几帳面な方でもない限り、何か動機付けがあって、初めて重い腰を上げるとするのが大方ではないでしょうか。

幸いなことに「権利や契約」は「物」と違って見えません、かさばりません。そのため、几帳面な人もそうでない人も意識しなければそのままになりがちです。ですが、目に見えないだけに自分以外には分からず、のちに苦労を残すことになるのではないのでしょうか。せつかくなら自分が元気なうちに整理しておくことをおすすめします。捨てるためには、手続が必要で面倒かもしれませんが、まずは財産の整理をして現状を目に見える状態にすることから始めませんか。年齢に関係なく、ご自身で整理しておくことが一番簡単です。

- 例えば、1. 不動産 2. 預貯金 3. 株式、投資信託その他 4. 生命保険等
5. 人に貸したお金 6. ローン、借金 7. 保証人 8. カード
9. コレクションや宝物 10. ペット 11. WebサイトのIDやPW

使っていないクレジットカードや銀行口座はありませんか？株式を持っていたときの名残、単位未満株の配当が口座に入金されていることがある？

田舎にある不動産はいらない？でも、不動産の所有権は放棄できません。直ぐに処分しなくても、後から見て分かるようにリストを作っておくだけでも随分と助かります。まずは、自分の財産の棚卸しをしてみませんか。
(佐井恵子)



スタッフ紹介・拡大版 ～子どもの頃 好きだった絵本～

幼い頃、楽しんだ絵本たち。大人になった今も、世代を超えて読み継がれているものばかりです！

『カラスのパン屋さん』 かこ さとし
カラスのパン屋さん夫婦と4匹の赤ちゃんのお話。自分自身というより、親として子ども達と本を囲んで楽しい時間を過ごした本です。絵本いっぱい様々なパンが並び「私はチョコパン！」「私はジャムパン！」「私はテレビパン！」「私は自動車パン！」と、子ども達は、赤ちゃんカラスさながら好きなパンを競って指さしあいます。ただし、寝る前の本としては要注意です。
(司法書士 佐井恵子)

『ぐりとぐら』 中川李枝子
大きなカステラを森の動物達とみんなで食べるころが本当に美味しそうで、この本を読む度にカステラが食べたくなっていました。最近では絵本の中のレシピを基に絵本飯なるものに挑戦している人もいます。私も大きなカステラ作ってみようかなあ♪
(事務局 中村佐和子)

『ねないこだれだ』 せな けいこ
好きというと語弊がありますが、一番印象に残っている絵本です。寝てないとオバケにさらわれてしまうという、ショッキングさがトラウマです。自分の子どもにも同じようにトラウマを与えて寝かしつけています。笑
(司法書士 山添健志)

『ハリーのセーター』 ジーン・ジオン
おばあちゃんからもらった嫌いなセーターを、あの手この手で捨てようとする…という、とんでもなく悪い子に聞こえますが、かっこいいハリーの奮闘が楽しいお話です。
(事務局 佐井陽子)

『はらぺこあおむし』 エリック・カール
かわいいイラストと色合いがとても綺麗で、子供の頃から何度も読んだ大好きな絵本でした。親になってからも子どもと一緒にあおむしの食べた美味しそうなお食べ物を数えたり、ページに空いた穴に指を入れて遊んだり…絵本がボロボロになるまでお世話になりました。
(事務局 後藤葵)



誰でもできる！エンディングノート実践講座のご案内

「誰でもできる！エンディングノート実践講座」を下記の通り開催します。一時期流行ったエンディングノート。手にとってみた方もいらっしゃるかもしれませんが、ところが、活用できている方は意外と少ないのではないのでしょうか。講座では、エンディングノート完成を目標にするのではなく、エンディングノートを通じて、やるべき事、準備することが明確になることを目指します。

ご年齢に関係なく、奮ってご参加下さい。

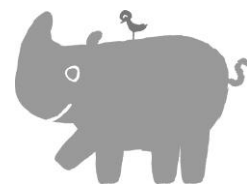
開催日	3月19日(火) 14時~16時
	なお、15時30分より茶話会となります。
資料代	2,000円(顧問先様 1,500円)
講師	佐井恵子
持ち物	筆記用具



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。言の葉OFFICEかのん 川邊暁美様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・暮れからお正月まで、長いお休みでしたね。気が付けば1月も後半。第37号は、短縮版でお送りします。
- ・十日えびすに朝参りしようと家を出ると、朝焼けの橙色の雲が空いっぱいに広がっています。良いことがありそうです。思わず立ち止まって笑顔に！
- ・1月9日に、クレオ大阪東 市立男女共同参画センター主催の「終活セミナー」で、講師を務めました。大勢の女性に男性一人。和気あいあいと自由闊達に質問していただきました。
- ・「ふるさと納税」といえば、お礼品のお肉や海産物が楽しみですが、蜜を取る蜂の巣箱や、生きた錦鯉などユニークなものがあるのをご存知でしょうか。正月準備に忙しい時に限って、つつい見せてしまいます。
- ・好きな絵本の番外編「じごくのそうべえ」。軽業師のそうべえ達に血の池地獄行きを命ずるのが憤怒の表情の閻魔さま。テミス通信の女神テミスとは大違いです。事務所の玄関では、ガラスに彫ったテミス像がお出迎えしていますが、これが閻魔さまとなると怖いですね。同じ法意識を表すものでも、洋の東西で随分と違うものです。
- ・司法書士の資格を持っている方を正社員として募集しています。お心あたりのある方がいらっしゃいましたら、お声かけ下さい。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>